

改 正 後					改 正 前				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表					別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<u>2の2</u> 土地開 発公社に対す る土地等（※ 1）の譲渡 に係る土地等 が独立行政法 人都市再生機 構が施行する 事業（※2） の用に供され るもの	当該土地等を ※1の(1)又は(2) に掲げる土地等 の区分に応じそ れぞれ※2に定 める事業の用に 供するために買 い取ったもので ある旨を証する 書類（当該土地 等の所在地の記 載があるものに 限る。）	土地等の買取り をする土地開発 公社	措置法31条の2 2項2号の2 措置法規則13条 の3 1項2号 の2	※1 「土地 等」とは、次 に掲げる土地 等をいう。 (1) 被災市 街地復興 特別措置 法第5条 第1項の 規定によ り都市計 画に定め られた被 災市街地 復興推進 地域内に ある土地 等 (2) 被災市 街地復興 特別措置 法第21条 に規定す る住宅被	(新 設)				

改正後					改正前				
				<u>災市町村の区域内にある土地等</u> ※2 「独立行政法人都市再生機構が施行する事業」とは、当該譲渡に係る土地等が、※1の(1)に掲げるものである場合には、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興土地区画整理事業をいい、※1の(2)に掲げるものである場合には、都市再開発法による第二種市街地再開発事業をいう。					
③ (上記①～②の2)に掲げる譲渡又は都市再開発法による市街地再		③ (上記①～②)に掲げる譲渡又は都市再開発法による市街地再開発事	

改 正 後					改 正 前				
開発事業の施行者である同法第50条の2第3項に規定する再開発会社に対する当該再開発会社の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡に該当するものを除く。)					業の施行者である同法第50条の2第3項に規定する再開発会社に対する当該再開発会社の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡に該当するものを除く。)				
① ……	(イ) 特定の民間再開発事業認定申請書に基づき認定をしたことを証する書類(……)の <u>写し</u> (ロ) ……	……	……	※ ……。 (1) 当該事業が措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する既成市街地等又は措置法令第20条の2第14項に規定する地区内で施行されるものであること(……)。 (2) ……。	① ……	(イ) 特定の民間再開発事業認定申請書に基づき認定をしたことを証する書類(……) (ロ) ……	……	……	※ ……。 (1) 当該事業が措置法第37条第1項の表の第1号に規定する既成市街地等又は措置法令第20条の2第14項に規定する地区内で施行されるものであること(……)。 (2) ……。

改正後					改正前					
				(3) ……。 (4) ……。					(3) ……。 (4) ……。	
⑫ ……。 (上記①～ ②の2)、⑥ ～⑧の2)に 掲げる譲渡又 は土地区画整 理法による土 地区画整理事 業の施行者で ある同法第51 条の9第5項 に規定する区 画整理会社に 対する当該区 画整理会社の 株主又は社員 である個人の 有する土地等 の譲渡に該当 するものを除 き、……。 。)	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。 (ニ) ……。	……	……	※1 ……。 ※2 ……。 (1) ……。 (2) ……。 イ ……。 ロ ……。 ※3 ……。 ※4 ……。	⑫ ……。 (①、②、⑥ ～⑧の2)に 掲げる譲渡又 は土地区画整 理法による土 地区画整理事 業の施行者で ある同法第51 条の9第5項 に規定する区 画整理会社に 対する当該区 画整理会社の 株主又は社員 である個人の 有する土地等 の譲渡に該当 するものを除 き、……。 。)	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。 (ニ) ……。	……	……	……	※1 ……。 ※2 ……。 (1) ……。 (2) ……。 イ ……。 ロ ……。 ※3 ……。 ※4 ……。
<hr/>					<hr/>					

改 正 後				改 正 前			
2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）				2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）			
(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡				(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡			
区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考	区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考
①	(イ) A B (ロ) A B (ハ) (ニ)、表の1の⑫、⑬ 若しくは⑭の一団の宅地又は⑮ の一団の住宅若しくは中高層の 耐火共同住宅の用に供すること を約する書類（既に所轄税務署 長の承認を受けて所轄税務署長 の認定した日の通知を受けてい る場合（下記②及び③において 「認定日の通知を受けている場 合」という。）には、当該通知に 係る文書の写し（下記②及び③ において「通知書の写し」とい う。））	. .		①	(イ) A B (ロ) A B (ハ) (ニ)、表の1の⑫、⑬ 若しくは⑭の一団の宅地又は⑮ の一団の住宅若しくは中高層の 耐火共同住宅の用に供すること を約する書類	. .	
②	(イ) A B (ロ) A B (ハ) (ニ)、表の1の⑫の2 又は⑭の2の一団の宅地の 用に供することを約する書類 (認定日の通知を受けている場 合には、通知書の写し)	. .	※	②	(イ) A B (ロ) A B (ハ) (ニ)、表の1の⑫の2 又は⑭の2の一団の宅地の 用に供することを約する書類	. .	※
③	(イ)		③	(イ)	

改 正 後				改 正 前					
	(ロ) ……、表の1の⑯の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類 <u>(認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し)</u> (ハ) ……	…… ……			(ロ) ……、表の1の⑯の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類 (ハ) ……	…… ……			
(2) 特例期間の延長が認められる場合				(2) 特例期間の延長が認められる場合					
	区 分	特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続		区 分	特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続
	① ……	……	……	……。 (イ) …… A 申請者の氏名及び住所又は <u>名称</u> 、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあっては、 <u>名称及び主たる事務所の所在地</u> ）並びに当該事業に係る事務所等の名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名（……）。		① ……	……	……	……。 (イ) …… A 申請者の氏名又は <u>名称</u> 及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該事業に係る事務所等の名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名（……）。
	② ……	……	……			② ……	……	……	

改正後				改正前				
③	B	③	B
				C				C
				D				D
				(㊦)				(㊦)
				A				A
				B				B
3の2	表の1の⑫の造成に関する事業で、特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいう。以下同じ。）に基因するやむを得ない事情があるもの（上記①～③により特例期間の延長が認められている場合を含む。）	当該事業につき特定非常災害により、特例期間（上記①～③により特例期間の延長が認められている場合には、当該延長後の特例期間。以下この項において同じ。）内に開発許可を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた事情	特例期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可を受けることができる日と見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日	当該事業を行う者が、所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、特例期間の末日の属する年の翌年1月15日までに、次の申請書を提出しなければならない。 イ) 申請書記載事項 A 申請者の氏名等 B 当該事業について、特定非常災害により特例期間内に開発許可を受けることが困難となった事情の詳細 C 当該事業の完成予定年月日 D 開発許可を受けると見込まれる日 E 既に所轄税務署長の承認を受けたことがある	(新 設)			

改正後				改正前			
			<p>場合には、その承認に係る所轄税務署長が認定した日</p> <p>(ロ) 申請書に添付すべき書類</p> <p>A 都市計画法第30条第1項に規定する申請書に準じて作成した書類</p> <p>B 当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の位置及び区域等を明らかにする地形図</p>				
<p>6の2) 表の1の12の2の造成に関する事業で、特定非常災害に基因するやむを得ない事情があるもの(上記④～⑥により特例期間の延長が認められている場合を含む。)</p>	<p>当該事業につき特定非常災害により、特例期間(上記④～⑥により特例期間の延長が認められている場合には、当該延長後の特例期間。以下この項において同じ。)内に認可を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた事情</p>	<p>特例期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき認可を受けることができることと見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日</p>	<p>当該事業を行う者が、所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、特例期間の末日の属する年の翌年1月15日までに、次の申請書を提出しなければならない。</p> <p>(イ) 申請書記載事項</p> <p>A 申請者の氏名等</p> <p>B 当該事業について、特定非常災害により特例</p>	(新設)			

改 正 後					改 正 前				
				<p>期間内に認可を受けることが困難となった事情の詳細</p> <p>C 当該事業の完成予定年月日</p> <p>D 認可を受けることができる見込まれる日</p> <p>E 既に所轄税務署長の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る所轄税務署長が認定した日</p> <p>(四) 申請書に添付すべき書類</p> <p>A 土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項若しくは第51条の2第1項に規定する認可の申請書に準じて作成した書類</p> <p>B 当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の位置及び区域等を明らかにする地形図</p>					

改 正 後				改 正 前			
<p>9の2 表の1の⑬の造成に関する事業で、特定非常災害に基因するやむを得ない事情があるもの（上記⑦～⑨により特例期間の延長が認められている場合を含む。）</p>	<p>当該事業につき特定非常災害により、特例期間（上記⑦～⑨により特例期間の延長が認められている場合には、当該延長後の特例期間。以下この項において同じ。）内に開発許可を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた事情</p>	<p>特例期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可を受けることができることと見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日</p>	<p>当該事業を行う者が、所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、特例期間の末日の属する年の翌年1月15日までに、次の申請書を提出しなければならない。</p> <p>(イ) 申請書記載事項</p> <p>A 申請者の氏名等</p> <p>B 当該事業について、特定非常災害により特例期間内に開発許可を受けることが困難となった事情の詳細</p> <p>C 当該事業の完成予定年月日</p> <p>D 開発許可を受けられることと見込まれる日</p> <p>E 既に所轄税務署長の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る所轄税務署長が認定した日</p>	(新 設)			

改正後				改正前			
			<p>(四) 申請書に添付すべき書類</p> <p>A 都市計画法第30条第1項に規定する申請書に準じて作成した書類</p> <p>B 当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の面積、位置及び区域等を明らかにする地形図</p>				
<p>10の2) 上記⑩に掲げる事業で、特定非常災害に基因するやむを得ない事情があるもの(上記⑩により特例期間の延長が認められている場合を含む。)</p>	<p>当該事業につき特定非常災害により、特例期間(上記⑩により特例期間の延長が認められている場合には、当該延長後の特例期間。以下この項において同じ。)内に優良宅地認定を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた事情</p>	<p>特例期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき優良宅地認定を受けることができると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日</p>	<p>当該事業を行う者が、所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、特例期間の末日の属する年の翌年1月15日までに、次の申請書を提出しなければならない。</p> <p>(イ) 申請書記載事項</p> <p>A 申請者の氏名等</p> <p>B 当該事業について、特定非常災害により特例期間内に優良宅地認定を受けることが困難とな</p>	(新 設)			

改 正 後					改 正 前				
				<p>った事情の詳細</p> <p>C 当該事業の完成予定年月日</p> <p>D 優良宅地認定を受けることができる見込まれる日</p> <p>E 既に所轄税務署長の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る所轄税務署長が認定した日</p> <p>(四) 申請書に添付すべき書類</p> <p>A 優良宅地認定申請書に準じて作成した書類</p> <p>B 当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の面積、位置及び区域等を明らかにする地形図</p>					
13の2	表の1の14の2	当該事業につき特定非常災害により、特例期間（上記①～③により特例期間の延長が認められている場合	特例期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき優良宅地認定を受けることがで	当該事業を行う者が、所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、特例期間の末日の属する年の翌年1月15日まで	(新 設)				

改 正 後				改 正 前				
	<p>るもの（上記⑩～⑬により特例期間の延長が認められている場合を含む。）</p>	<p>には、当該延長後の特例期間。以下この項において同じ。）内に優良宅地認定を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた事情</p>	<p>きると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日</p>	<p>に、次の申請書を提出しなければならない。</p> <p>(イ) 申請書記載事項</p> <p>A 申請者の氏名等</p> <p>B 当該事業について、特定非常災害により特例期間内に優良宅地認定を受けることが困難となった事情の詳細</p> <p>C 当該事業の完成予定年月日</p> <p>D 優良宅地認定を受けることができると見込まれる日</p> <p>E 既に所轄税務署長の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る所轄税務署長が認定した日</p> <p>(ロ) 申請書に添付すべき書類</p> <p>A 優良宅地認定申請書に準じて作成した書類</p> <p>B 当該造成に関する事業概要書及び設計説明書</p>				

改正後				改正前			
			並びに当該一団の宅地の位置及び区域等を明らかにする地形図				
<p>16の2) 表の1の⑮の建設に関する事業で、特定非常災害に基因するやむを得ない事情があるもの(上記⑭～⑯により特例期間の延長が認められている場合を含む。)</p>				<p>(新設)</p>			
	当該事業につき特定非常災害により、特例期間(上記⑭～⑯により特例期間の延長が認められている場合には、当該延長後の特例期間。以下この項において同じ。)内に優良住宅認定を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた事情	特例期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき優良住宅認定を受けることができると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日	<p>当該事業を行う者が、所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、特例期間の末日の属する年の翌年1月15日までに、次の申請書を提出しなければならない。</p> <p>(イ) 申請書記載事項</p> <p>A 申請者の氏名等</p> <p>B 当該事業について、特定非常災害により特例期間内に優良住宅認定を受けることが困難となった事情の詳細</p> <p>C 当該事業の完成予定年月日</p> <p>D 優良住宅認定を受けることができる日</p> <p>E 既に所轄税務署長の承認を受けたことがある場合には、その</p>				

改正後				改正前			
			<p>承認に係る所轄 税務署長が認定 した日</p> <p>(ロ) 申請書に添付す べき書類</p> <p>A 優良住宅認定 申請書に準じて 作成した書類</p> <p>B 当該建設に関 する事業概要書 並びに当該建設 を行う場所及び 区域等を明らか にする地形図 (中高層の耐火共 同住宅について は、各階の平面 図を含む。)</p>				
<p>17の2) 上記⑭に 掲げる事業で、 特定非常災害に 基因するやむを 得ない事情があ るもの(上記⑭ により特例期間 の延長が認めら れている場合を 含む。)</p>	<p>当該事業につき 特定非常災害によ り、特例期間(上 記⑭により特例期 間の延長が認めら れている場合には、当該延長後の 特例期間。以下こ の項において同 じ。)内に検査済 証の交付を受ける ことが困難である と認められるとし て所轄税務署長の 承認を受けた事情</p>	<p>特例期間の末日 から2年を経過す る日までの期間内 の日で当該事業に つき検査済証の交 付を受けることが できると見込まれ る日として所轄税 務署長が認定した 日の属する年の12 月31日</p>	<p>当該事業を行う者 が、所轄税務署長の 承認を受けようとす る場合には、特例期 間の末日の属する年 の翌年1月15日まで に、次の申請書を提 出しなければならない。</p> <p>(イ) 申請書記載事項</p> <p>A 申請者の氏名 等</p> <p>B 当該事業につ いて、特定非常 災害により特例</p>	(新設)			

改 正 後					改 正 前				
				<p>期間内に検査済証の交付を受けることが困難となった事情の詳細</p> <p>C 当該事業の完成予定年月日</p> <p>D 検査済証の交付を受けることができると思込まれる日</p> <p>E 既に所轄税務署長の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る所轄税務署長が認定した日</p> <p>(ロ) 申請書に添付すべき書類</p> <p>A 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書に準じて作成した書類</p> <p>B 当該建設に関する事業概要書及び当該建設を行う場所及び区域等を明らかにする地形図</p>					

改正後					改正前				
別表2					別表2				
収用証明書の区分一覧表					収用証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
51の2	土地区画整理法による土地区画整理事業で同法第109条第1項に規定する減価補償金を交付すべきこととなるものに係る公共施設の用地に充てるために土地等が買い取られた場合		51の2	減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理事業に係る公共施設の用地に充てるために土地等が買い取られた場合	
	(イ) (ロ) (当該事業の施行者が市町村である場合には、都道府県知事)の承認を受けて当該事業の施行区域(土地区画整理法第2条第8項に規定する施行区域をいう。)内にある当該土地等を買収したものであり、かつ、当該土地等を当該公共施設の用地				(イ) (ロ) (当該事業の施行者が市町村である場合には、都道府県知事)の承認を受けて当該事業の施行区域内にある当該土地等を買収したものであり、かつ、当該土地等を当該公共施設の用地として登記した旨の証明		

改 正 後					改 正 前				
	として登記した旨の証明								
<p>51の3 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第5条第1項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において施行する被災市街地復興土地区画整理事業で土地区画整理事業法第109条第1項に規定する減価補償金を交付すべきこととなるものの施行区域内にある土地等について、これらの者が当該被災市街地復興土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者(土地開発公社を含む。)に買い取られた場合</p>	<p>(イ) 当該被災市街地復興土地区画整理事業が減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理事業となることが確実であると認められる旨の証明</p> <p>(ロ) 当該被災市街地復興土地区画整理事業に係る公共施設の整備改善に関する事業の用地に充てるための土地</p>	<p>国土交通大臣(当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者が市町村である場合は、都道府県知事)</p> <p>当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者</p>	<p>措置法33条1項3号の6</p> <p>措置法規則14条5項5号の11</p>	<p>※ 「代行買収」とは、事業の施行者に代わり、都道府県、市町村その他政令(被災市街地復興特別措置法施行令(平成7年政令第36号)第5条)で定める者(独立行政法人都市再生機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社及び土地開発公社)が行う当該土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう(被災市街地復興特別措置法第8条)。</p>	(新 設)				

改 正 後					改 正 前				
	<u>等の買取りにつき</u> <u>国土交通大臣(当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者が市町村である場合は、都道府県知事)の承認を受けて当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域(土地区画整理法第2条第8項に規定する施行区域をいう。)内に</u> <u>ある当該土地等を</u> <u>買い取った旨の証明(当該土地等の所在地及び</u>								

改 正 後				改 正 前				
	面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額の記載があるものに限るものとし、代行買収(※)の場合にあつては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるものに限る。)							
51の4) 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村の区域において施行する都市再開発法による第二種市街地再開発事業の施行区域(都市計画法第12条第2項の規定により第二種市	次に掲げる証明(当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに当該第二種市街地再開発	国土交通大臣	措置法33条1項3号の7 措置法規則14条5項5号の12	※ 「代行買収」については、51の3の「備考」欄の※参照	(新 設)			

改 正 後				改 正 前							
<p>街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。)内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者(土地開発公社を含む。)に買い取られた場合</p>	<p>事業の施行者の名称及び所在地(代 行買収(※)の場合にあ っては、当該 施行者の名 称及び所在 地並びに当 該代行買収 を行う者の 名称及び所 在地)の記載 があるもの に限る。)</p> <p>(イ) 当該土地等が当該第二種市街地再開発事業の施行区域内の土地等であり、かつ、当該事業の用に供されることが確実に認められる旨の証明</p> <p>(ロ) 当該第二種市街</p>										

改 正 後				改 正 前				
	<u>地再開</u> <u>発</u> <u>事業に</u> <u>つ</u> <u>き都市再</u> <u>開発法第</u> <u>51条第1</u> <u>項又は第</u> <u>58条第1</u> <u>項の規定</u> <u>による認</u> <u>可がある</u> <u>ことが確</u> <u>実である</u> <u>と認めら</u> <u>れる旨の</u> <u>証明</u>							
<hr/>				<hr/>				

改 正 後

別表 3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③の2	(イ) (ロ) 土地等が緑地保全・緑化推進法人(※)に買い取られる場合 都市緑地法第17条第3項の規定により当該土地等を買取ったものである旨、当該土地等の買取りをする者が当該緑地保全・緑化推進法人に該当する旨及び当該土地等の買取りが措置法令第22条の7第2項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類	当該緑地保全・緑化推進法人を都市緑地法第17条第2項の規定により買入れの相手方として定めた地方公共団体の長	※ 「緑地保全・緑化推進法人」とは、都市緑地法第17条第2項に規定する緑地保全・緑化推進法人(公益社団法人(.....)又は公益財団法人(.....))であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。)をいう。

改 正 前

別表 3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③の2	(イ) (ロ) 土地等が緑地管理機構等(※)に買い取られる場合 同条第3項の規定により当該土地等を買取ったものである旨、当該土地等の買取りをする者が当該緑地管理機構等に該当する旨及び当該土地等の買取りが措置法令第22条の7第2項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類	当該緑地管理機構等を都市緑地法第17条第2項の規定により買入れの相手方として定めた地方公共団体の長	※ 「緑地管理機構等」とは、都市緑地法第17条第2項に規定する緑地管理機構又は特定緑地管理機構(都市の低炭素化の促進に関する法律第46条第1項の規定により指定された特定緑地管理機構で都市緑地法第69条第1号ハに掲げる業務を行うものをいう。)のうち、公益社団法人(.....)又は公益財団法人(.....)であって、その定款において、その法人が解散した場

改正後					改正前				
									合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものをいう。
④ ……(地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体(※1)を含む。)に買い取られる場合(……。)	……	……	……	※1 ……。 ※2 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第5条第3号に掲げる博物館……。	④ ……(地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体(※)を含む。)に買い取られる場合(……。)	……	……	……	※1 ……。 ※2 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第4条第3号に掲げる博物館……。
⑤ 森林法第25条若しくは第25条の2《指定》の規定により保安林として指定された区域内の土地又は同法第41条《指定》の規定により指定された保	(イ) …… (ロ) ……	…… 当該土地の <u>買取り</u> をする者	……		⑤ 森林法により保安林として指定された区域内の土地又は保安施設地区内の土地が保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合	(イ) …… (ロ) ……	…… 当該土地の <u>買取り</u> をする者	……	

改正後					改正前				
安施設地区内の土地が同条第3項に規定する保安施設事業のために国又は地方公共団体に買収られる場合									
<hr/>					<hr/>				

改正後

別表4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
④	公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項《 <u>土地の買取りの協議</u> 》の協議に基づき地方公共団体、……	……	……	
⑤	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項《航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区》に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第9条第2項《 <u>移転の補償等</u> 》……	……	……	

改正前

別表4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
④	公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項《 <u>土地の買取り義務</u> 》の協議に基づき地方公共団体、……	……	……	
⑤	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項《航空機騒音障害防止特別地区》に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第9条第2項《 <u>土地の買入れ</u> 》……	……	……	

改 正 後					改 正 前				
<p>⑳ ……(同法第27条《土地の買取り等》において準用する場合を含む。)、<u>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(……)第22条第3項《土地の買取り等》又は被災市街地復興特別措置法第8条第3項《土地の買取り等》の規定により土地等が買取られる場合</u></p>	<p>……(同法第27条において準用する場合を含む。)、<u>地方拠点都市地域整備等促進法第22条第3項又は被災市街地復興特別措置法第8条第3項の規定により買いつつたものである旨を証する書類</u></p>	<p>……(同法第27条において準用する場合を含む。)、<u>地方拠点都市地域整備等促進法第22条第2項又は被災市街地復興特別措置法第8条第2項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)</u></p>	<p>……</p>	<p>※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 (<u>地方拠点都市地域整備等促進法第21条第1項又は被災市街地復興特別措置法第7条第1項</u>)。</p>	<p>⑳ ……(同法第27条《土地の買取り等》において準用する場合を含む。)<u>又は</u>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(……)第22条第3項《土地の買取り等》の規定により土地等が買取られる場合</p>	<p>……(同法第27条において準用する場合を含む。)<u>又は</u>地方拠点都市地域整備等促進法第22条第3項の規定により買いつつたものである旨を証する書類</p>	<p>……(同法第27条において準用する場合を含む。)<u>又は</u>地方拠点都市地域整備等促進法第22条第2項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)</p>	<p>……</p>	<p>※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 (<u>地方拠点都市地域整備等促進法第21条第1項</u>)。</p>
<p><u>21の2</u> <u>土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第17条第</u></p>	<p><u>当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があった旨を証する書類(当該対価の額の記載</u></p>	<p><u>被災市街地復興土地区画整理事業の施行者</u></p>	<p><u>措置法34条の2 2項21号の2</u> <u>措置法規則17条の2 1項26号</u></p>		<p>(新 設)</p>				

改 正 後					改 正 前				
1項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があったとき	があるものに限る。)								
㉒ ……	(イ) …… (ロ) …… A …… B ……	…… ……	措置法34条の2 2項22号 措置法規則17条 の2 1項27号	※ …… (1) …… (2) ……	㉒ ……。	(イ) …… (ロ) …… A …… B ……	…… ……	措置法34条の2 2項22号 措置法規則17条 の2 1項26号	※ …… (1) …… (2) ……
㉒の2) ……	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法34条の2 2項22号の2 措置法規則17条 の2 1項28号	※1 …… ※2 …… ※3 …… ※4 ……	㉒の2) ……	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法34条の2 2項22号の2 措置法規則17条 の2 1項27号	※1 …… ※2 …… ※3 …… ※4 ……
㉓ ……	…… (イ) …… …… (ロ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定により…… A …… B ……	…… ……	措置法34条の2 2項23号 措置法規則17条 の2 1項29号	※ …… (1) …… (2) ……	㉓ ……	…… (イ) …… …… (ロ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項《特別保護地区》の規定により…… A …… B ……	…… ……	措置法34条の2 2項23号 措置法規則17条 の2 1項28号	※ …… (1) …… (2) ……

改 正 後					改 正 前				
㉔ (イ) (ロ)	措置法34条の2 2項24号 措置法規則17条 の2 1項30号		㉔ (イ) (ロ)	措置法34条の2 2項24号 措置法規則17条 の2 1項29号	
㉕ (イ) (ロ) (ハ)	措置法34条の2 2項25号 措置法令22条の 8 29項 措置法規則17条 の2 1項31号	※1 ※2	㉕ (イ) (ロ) (ハ)	措置法34条の2 2項25号 措置法令22条の 8 29項 措置法規則17条 の2 1項30号	※1 ※2

改 正 後					改 正 前				
るために譲渡 した場合									
⑨ ……、 当該土地等に 係る換地処分 により同法第 54条の2第4 項《換地処分 の効果及び清 算金》(同法第 89条の2第10 項《国又は都 道府県の <u>行</u> <u>う</u> 換地処分 等)、……、 同法第8条第 5項第2号 《 <u>審査及び公</u> <u>告</u> 等》に規定 する施設の用 若しくは同項 第3号に規定 する農用地以 外の用途に供 する土地又は 同法第53条の 3の2第1項 第1号に規定 する農用地に 供することを 予定する土地 に充てるため 同法第53条の	当該土地改良 事業に係る土地 改良事業計画に おいて土地改良 法第8条第5項 第2号若しくは 第3号に掲げる 要件を満たす同 項の非農用地区 域を定め、又は <u>当該土地改良事</u> <u>業に係る換地計</u> <u>画</u> において同法 第53条の3の2 第1項第1号に 規定する農用地 に供することを 予定する土地を 定めている旨及 び清算金の支払 をした旨を証す る書類	……	……	※ 「農用地」 とは、耕作の 目的又は主と して家畜の放 牧の目的若し くは養畜の <u>業</u> <u>務</u> のための <u>採</u> <u>草</u> の目的に供 される土地を いう。	⑨ ……、 当該土地等に 係る換地処分 により同法第 54条の2第4 項《換地処分 の効果及び清 算金》(同法第 89条の2第10 項《国又は都 道府県の <u>行</u> <u>な</u> <u>う</u> 換地処分 等)、……、 同法第8条第 5項第2号 《 <u>審査及び広</u> <u>告</u> 等》に規定 する施設の用 若しくは同項 第3号に規定 する農用地以 外の用途に供 する土地又は 同法第53条の 3の2第1項 第1号に規定 する農用地に 供することを 予定する土地 に充てるため 同法第53条の	当該土地改良 事業に係る土地 改良事業計画に おいて土地改良 法第8条第5項 第2号若しくは 第3号に掲げる 要件を満たす同 項の非農用地区 域を定め、又は 同法第53条の3 の2第1項第1 号に規定する農 用地に供するこ とを予定する土 地を定めている 旨及び清算金の 支払をした旨を 証する書類	……	……	※ 「農用地」 とは、耕作の 目的又は主と して家畜の放 牧の目的若し くは養畜の目 的に供される 土地をいう。

改 正 後					改 正 前				
2の2第1項 《 <u>換地を定め ない場合等の特例</u> 》(同法第 89条の2第3 項、・・・とき					2の2第1項 《 <u>換地を定め ない場合の特 例</u> 》(同法第89 条の2第3 項、・・・とき。				
									